

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年9月28日

第二管区海上保安本部長

白崎 俊介（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（1）名 称 岩手県沿岸広域振興局長

（2）住 所 岩手県大船渡市猪川町字前田6-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

（1）区 域 陸前高田市高田町字古川地先（高田海岸）（付図のとおり）

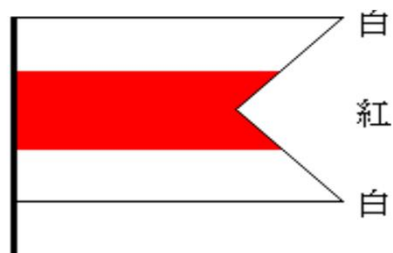
（2）期 間 令和8年10月8日から
令和9年10月31日（内2日間）

3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



位置図 測量範囲



表 1 促進範囲座標一覧

点名	X	Y	緯度			経度		
			度	分	秒	度	分	秒
イ	-109982.516	69917.936	39	0	23.4 N	141	38	26.2 E
ロ	-110420.411	69991.320	39	0	9.2 N	141	38	29.1 E
ハ	-110597.904	69417.299	39	0	3.6 N	141	38	5.1 E
ニ	-110745.223	69154.026	38	59	58.9 N	141	37	54.1 E
ホ	-110334.998	68941.094	39	0	12.2 N	141	37	45.4 E
ヘ	-110745.223	69154.026	38	59	58.9 N	141	37	54.1 E

平面直角座標系 第Ⅹ系

(1)海岸深浅測量

・イ～ヘに囲まれた範囲(赤枠)